

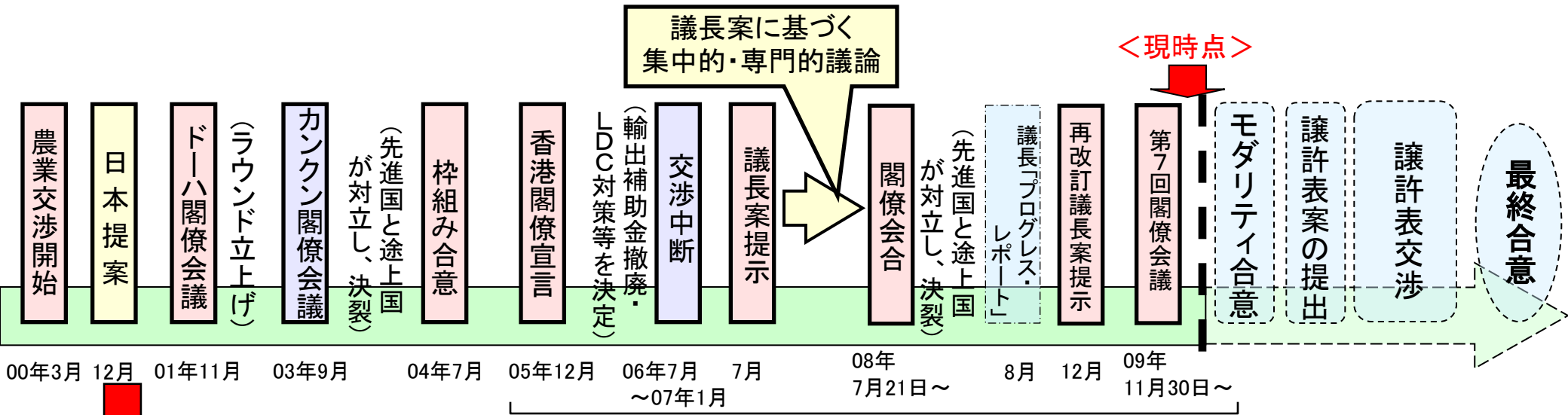
# WTO農業交渉の主な論点

大臣官房国際部

平成 2 2 年 3 月

農林水産省

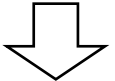
# WTO農業交渉の流れ(ドーハ・ラウンド)



## モダリティ交渉

### 交渉にのぞむ我が国の考え方

- 多様な農業の共存
- ・食料安全保障の確保
  - ・農業の多面的な機能への配慮



国内農業の構造改革の推進

輸出入国間のバランスのとれた貿易ルールの確立

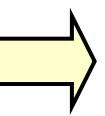
途上国の開発への貢献

### (参考) 枠組み合意、モダリティ合意、譲許表とは？

枠組み合意

基本的な概念

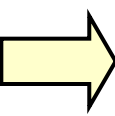
- (決定事項の具体例)
- ・「一般品目」のほかに「重要品目」を設定
  - ・重要品目は一般品目より低い関税削減と関税割当の拡大の組合せで市場アクセスの改善を図る 等



モダリティ合意

関税削減等の方式

- ・重要品目の数は●%
- ・重要品目の関税削減率は一般品目の■%
- ・関税割当の拡大幅は国内消費量の▲% 等



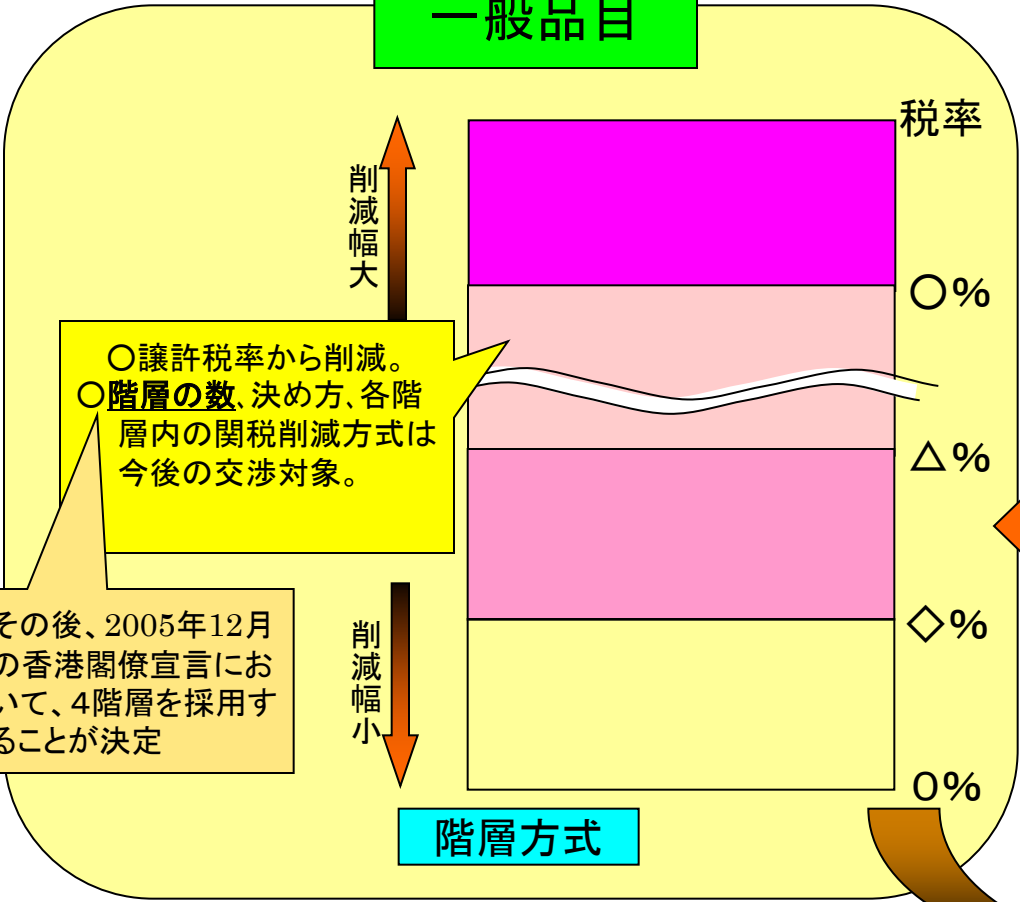
譲許表作成

個別の品目毎の関税率等

- ・品目A、品目Bを重要品目に指定
- ・品目Aの関税率を△%削減
- ・関税割当を◎トン拡大 等

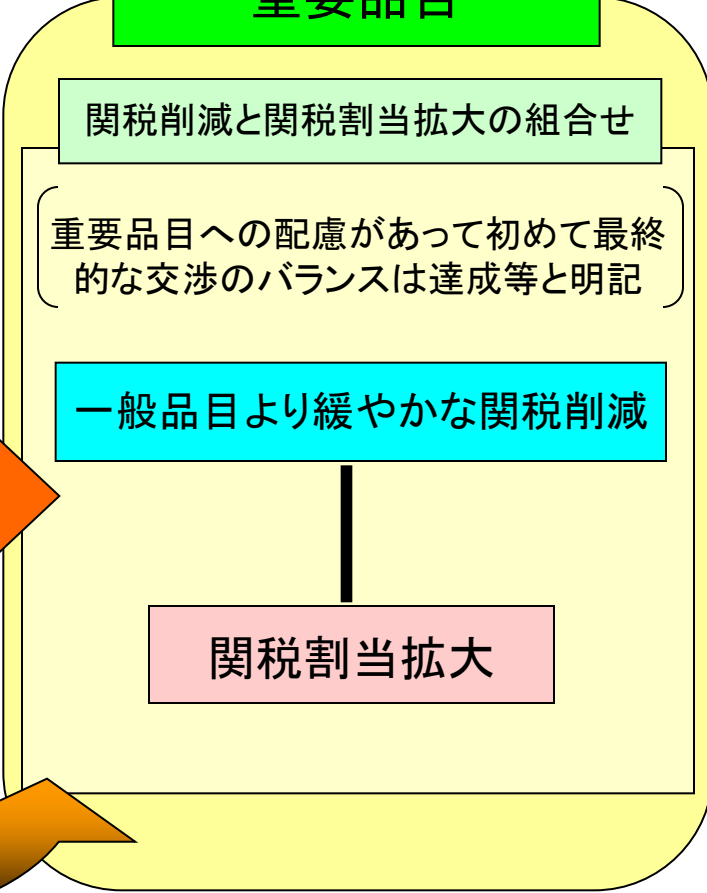
枠組み合意(2004年7月)の内容(農業市場アクセス)

一般品目



その後、2005年12月の香港閣僚宣言において、4階層を採用することが決定

重要品目



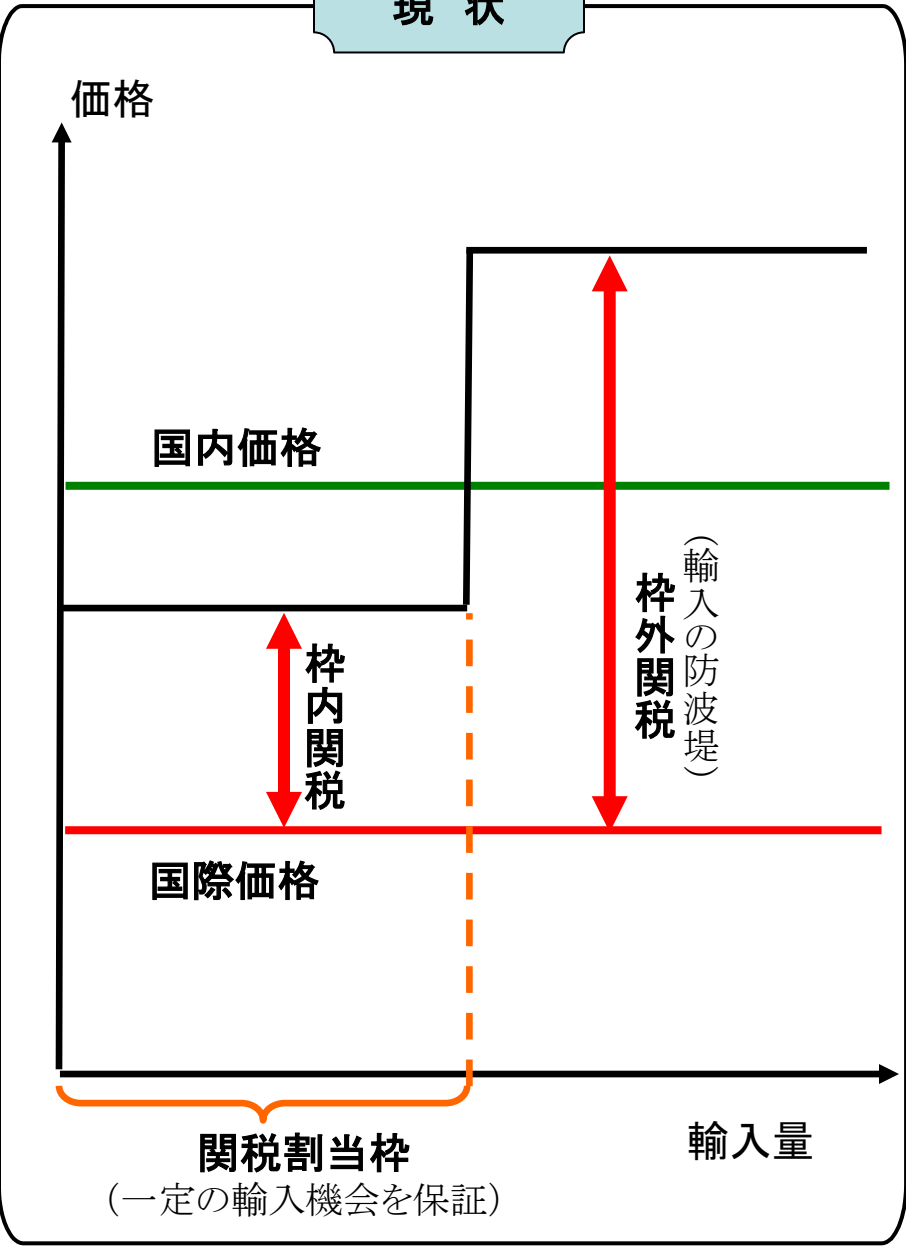
異なる取扱い

上限関税  
→ その役割を更に評価

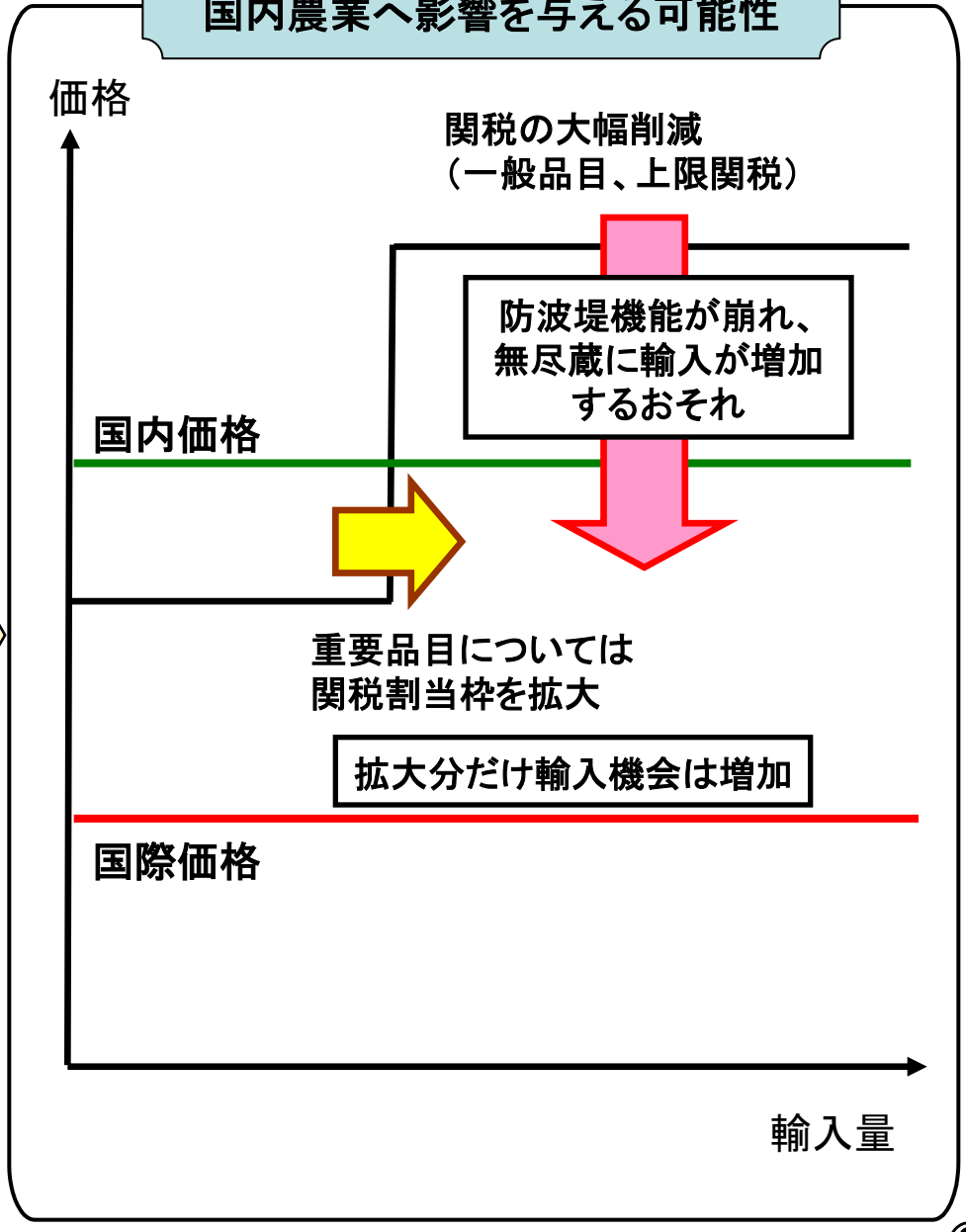
重要品目の選択  
・今後の交渉によって決められる適切な数

# 高い枠外関税は防波堤

## 現状



## 国内農業へ影響を与える可能性



# 農業交渉議長による 再改訂テキストの概要

(平成20年12月6日発出)

# WTO農業交渉の現状

交渉分野	論点	昨年7月10日の改訂議長テキスト	昨年7月下旬のラミー調停案	昨年12月6日の改訂議長テキスト																								
市場 アクセス	一般品目	・最高階層の削減率 66～73%削減	・最高階層の削減率 <b>70%削減</b>	・ラミー調停案と同じ																								
	上限関税	・設定しない ・100%超の高関税品目が残る場合には関税割当の追加拡大等が必要	・設定しない ・100%超の高関税品目が残る場合には関税割当の追加拡大等が必要	※100%超の高関税が一般品目で残る場合の代償が一部修正																								
	重要品目	数	全品目の4～6% 条件付き・代償ありで2%追加	基本的な数は <b>4%</b> 、 条件付き・代償ありで2%追加	※日本の重要品目の数についての主張は、カナダの主張とともに、作業文書に別途記載あり																							
		関税割当 新設	既存の関税割当対象品目以外について、指定は可能/不可能（両論併記）	言及なし	・7月議長テキストと同じ ※作業文書において詳細な案を提示																							
		関税割当 の拡大	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>関税削減率 (一般品目との比較)</th> <th>関税割当の拡大幅 (国内消費量ベース)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1/3</td> <td style="text-align: center;">4～6%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">3.5～5.5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2/3</td> <td style="text-align: center;">3～5%</td> </tr> </tbody> </table>	関税削減率 (一般品目との比較)	関税割当の拡大幅 (国内消費量ベース)	1/3	4～6%	1/2	3.5～5.5%	2/3	3～5%	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>関税削減率 (一般品目との比較)</th> <th>関税割当の拡大幅 (国内消費量ベース)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1/3</td> <td style="text-align: center;">4%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">言及なし</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2/3</td> <td style="text-align: center;">言及なし</td> </tr> </tbody> </table>	関税削減率 (一般品目との比較)	関税割当の拡大幅 (国内消費量ベース)	1/3	4%	1/2	言及なし	2/3	言及なし	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>関税削減率 (一般品目との比較)</th> <th>関税割当の拡大幅 (国内消費量ベース)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1/3</td> <td style="text-align: center;">4%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">3.5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2/3</td> <td style="text-align: center;">3%</td> </tr> </tbody> </table>	関税削減率 (一般品目との比較)	関税割当の拡大幅 (国内消費量ベース)	1/3	4%	1/2	3.5%	2/3
	関税削減率 (一般品目との比較)	関税割当の拡大幅 (国内消費量ベース)																										
	1/3	4～6%																										
1/2	3.5～5.5%																											
2/3	3～5%																											
関税削減率 (一般品目との比較)	関税割当の拡大幅 (国内消費量ベース)																											
1/3	4%																											
1/2	言及なし																											
2/3	言及なし																											
関税削減率 (一般品目との比較)	関税割当の拡大幅 (国内消費量ベース)																											
1/3	4%																											
1/2	3.5%																											
2/3	3%																											
SP	①SPの数: [10～18%] ②うち削減ゼロの数: 6%まで又は0% ③平均削減率: [10～14%]	①SPの数: <b>12%</b> ②うち削減ゼロの数: <b>5%</b> まで ③平均削減率: <b>11%</b>	・ラミー調停案と同じ																									
SSM	追加関税後の税率>UR譲許税率の場合 ① UR譲許税率を越える限度: 現行譲許税率の15%又は15%ポイントの大きい方 ②対象: 2～6品目 ③2期連続の適用は不可	追加関税後の税率>UR譲許税率の場合 ①トリガー: <b>140%</b> ② UR譲許税率を越える限度: 現行譲許税率の <b>15%</b> 又は <b>15%</b> ポイントの大きい方 ③価格が下落していない場合は不可 ④対象: タリフラインの <b>2.5%</b> まで	・7月議長テキストと同じ ※作業文書において詳細な案を提示																									
国内支持	米国の水準	130～164億ドル (66～73%削減)	<b>145億ドル (70%削減)</b>	・ラミー調停案と同じ																								

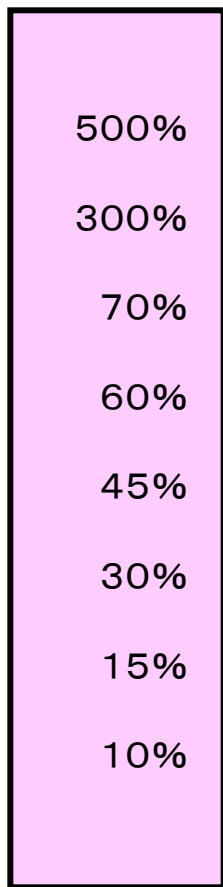
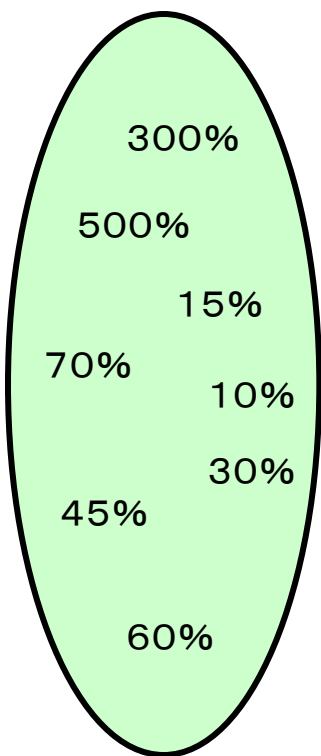
## ドーハ・ラウンドの主要論点の状況

		H20年7月10日発出の ファルコナー議長テキスト	H20年7月下旬の ラミー調停案	H20年12月6日発出の ファルコナー議長テキスト・作業文書
重要品目	基本の数	[4~6]+2 %	4+2 %	<p style="text-align: center;"><b>ラミー調停案と同じ</b></p> <p>※日本とカナダについてはテキストの他の要素に与える影響を注視する必要があるとして、作業文書に次の記載。</p> <p><b>カナダ</b> 以下の代償(2案を両論併記)を条件に、さらに重要品目の数2%を追加 第1案:基本の4%分にはTRQ拡大幅を0.5%拡大し、追加2%分のTRQ拡大幅を1.5%拡大 第2案:すべての重要品目についてTRQ拡大幅を1%拡大</p> <p><b>日本</b> カナダと同じ方法では解決しない。日本は8%に向けた方法の提示をテーブルに乗せている。</p>
	取扱い	原則としてTRQ拡大幅 [4~6]%	原則としてTRQ拡大幅 4%	
	数 「+2%」 の代償	TRQ拡大幅[4~6] %に加え、 該当ラインのTRQ拡大幅を 0.5%追加	TRQ拡大幅4%に加え、該当ラ インのTRQ拡大幅を 0.5%追加	
	削減後100% 超となる場合 の代償	該当ラインのTRQ拡大幅を 0.5%追加	該当ラインのTRQ拡大幅を 0.5%追加	
上限関税	設定しない	設定しない	<p style="text-align: center;"><b>ラミー調停案と同じ</b></p> <p>ただし、③の該当品目の関税削減を10%ポイントの追加とする</p>	
一般品目に 100%超の 品目が残る 場合の代償	<p>①重要品目全体のTRQ拡大幅 を0.5%追加 又は</p> <p>②該当ラインの関税削減を2年 間短縮して実施 又は</p> <p>③該当ラインの関税削減を5% ポイント追加</p>	<p>①重要品目全体のTRQ拡大幅 を0.5%追加 又は</p> <p>②該当ラインの関税削減を2年 間短縮して実施 又は</p> <p>③該当ラインの関税削減を5% ポイント追加</p>	<p>※作業文書で次のオプションを追加。</p> <p>タリフライン数の2%まで実施期間終了後4年 までは、削減後の関税率100%超が許容される。</p>	
関税割当 の新設	可能/不可能を両論併記	言及なし	<p style="text-align: center;"><b>7月のファルコナー議長案と同じ</b></p> <p>※作業文書 既存のTRQ対象タリフライン以外も全タリフラインの1%まで、重要品目への指定可。 代償はTRQの拡大幅の2%追加を基本とする。 国別に具体的な品目、TRQ幅を明記。</p>	

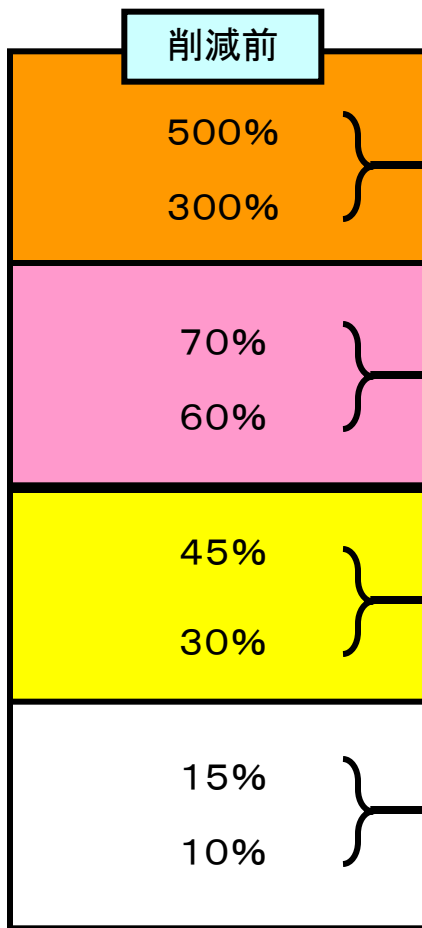
# 一般品目

○ 階層方式に従って、現行関税率が高いものほど大きな削減。

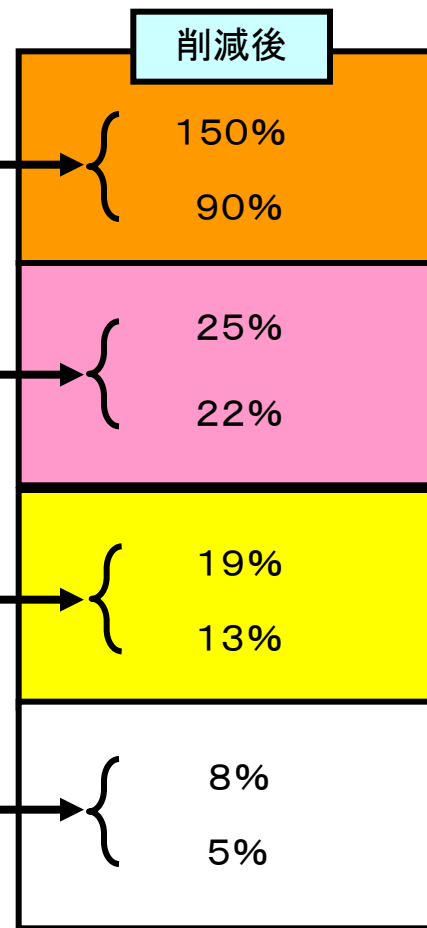
すべての関税を  
関税率の順に並べる



<境界>



<関税削減率>



※5年間(6回)で均等削減

## 重要品目

- 一般品目の関税削減を適用することが困難な品目については、重要品目として、一般品目より緩やかな関税削減と関税割当の拡大によって対応。
- 我が国は、重要品目の数と取扱いの柔軟性が不十分と主張。
- 議長テキストの作業文書には、我が国が8%を主張している旨記述あり。

## 数

1. 全品目の4%
2. 以下の場合には代償付きで6%も可

### 【例外1】

最高階層に属するタリフライン(関税の単位)が30%以上の場合

※ 我が国の場合は10%(134タリフライン)のため適用なし

### 【例外2】

複数の関税の譲許が6桁の水準で行われていることにより、重要品目の絶対数において不均衡な制約を受けている場合

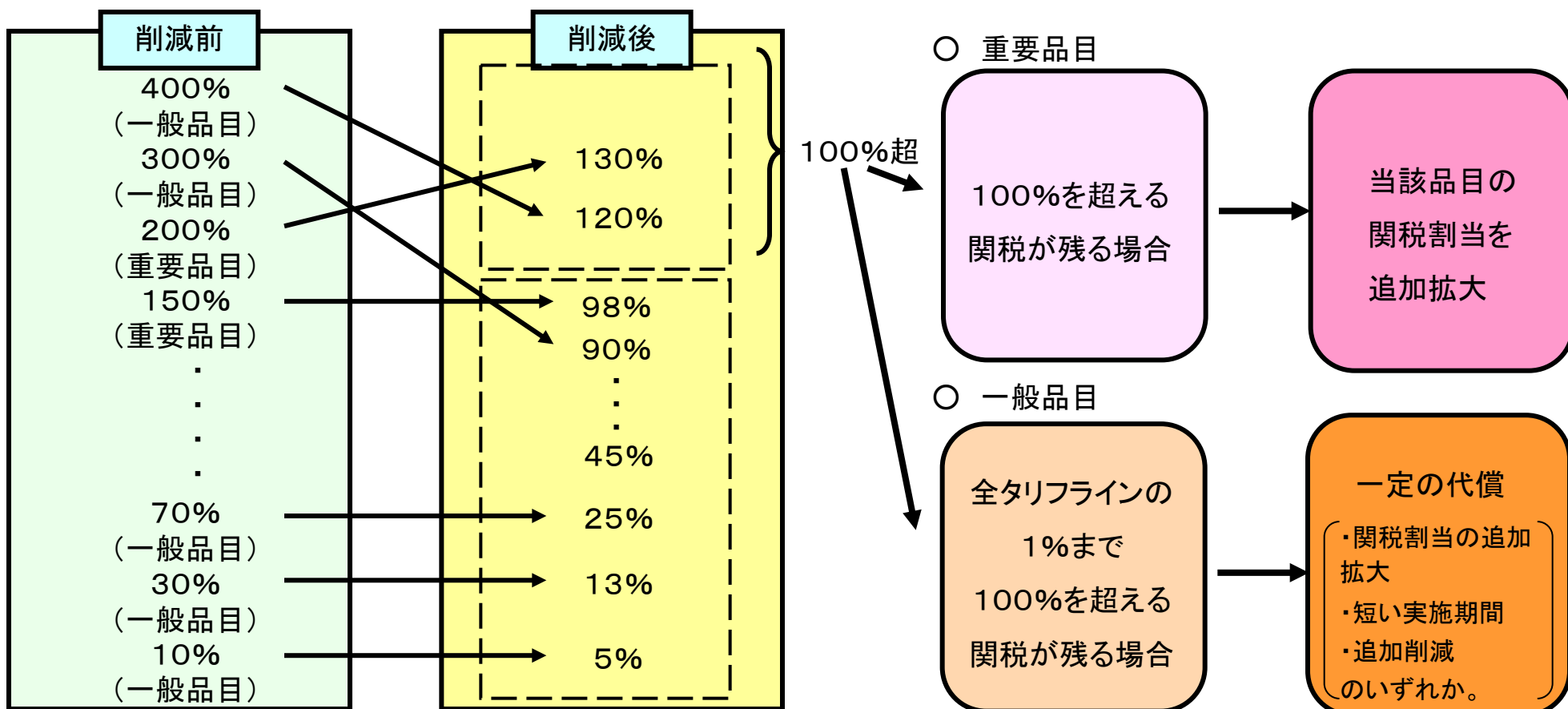
※ 我が国は全タリフライン数の違いによる不公平是正を主張

## 取扱い(原則)

関税削減	関税割当枠の拡大幅
一般品目の 1/3	国内消費量の 4%
一般品目の 1/2	国内消費量の 3.5%
一般品目の 2/3	国内消費量の 3%

## 関税削減後に高関税品目が残る場合の取扱い

- 上限関税は盛り込まれていない。
- 関税削減後、100%を超える関税が残る重要品目については、関税割当枠拡大を更に追加拡大。
- 関税削減後、100%を超える関税が残る一般品目は、一定の代償付きで1%まで認められる。
- 議長テキストの別紙において、一般品目に係る100%を超える高関税品目については、上記の選択肢に加えて、一定期間全タリフラインの2%まで認められる選択肢を提示。



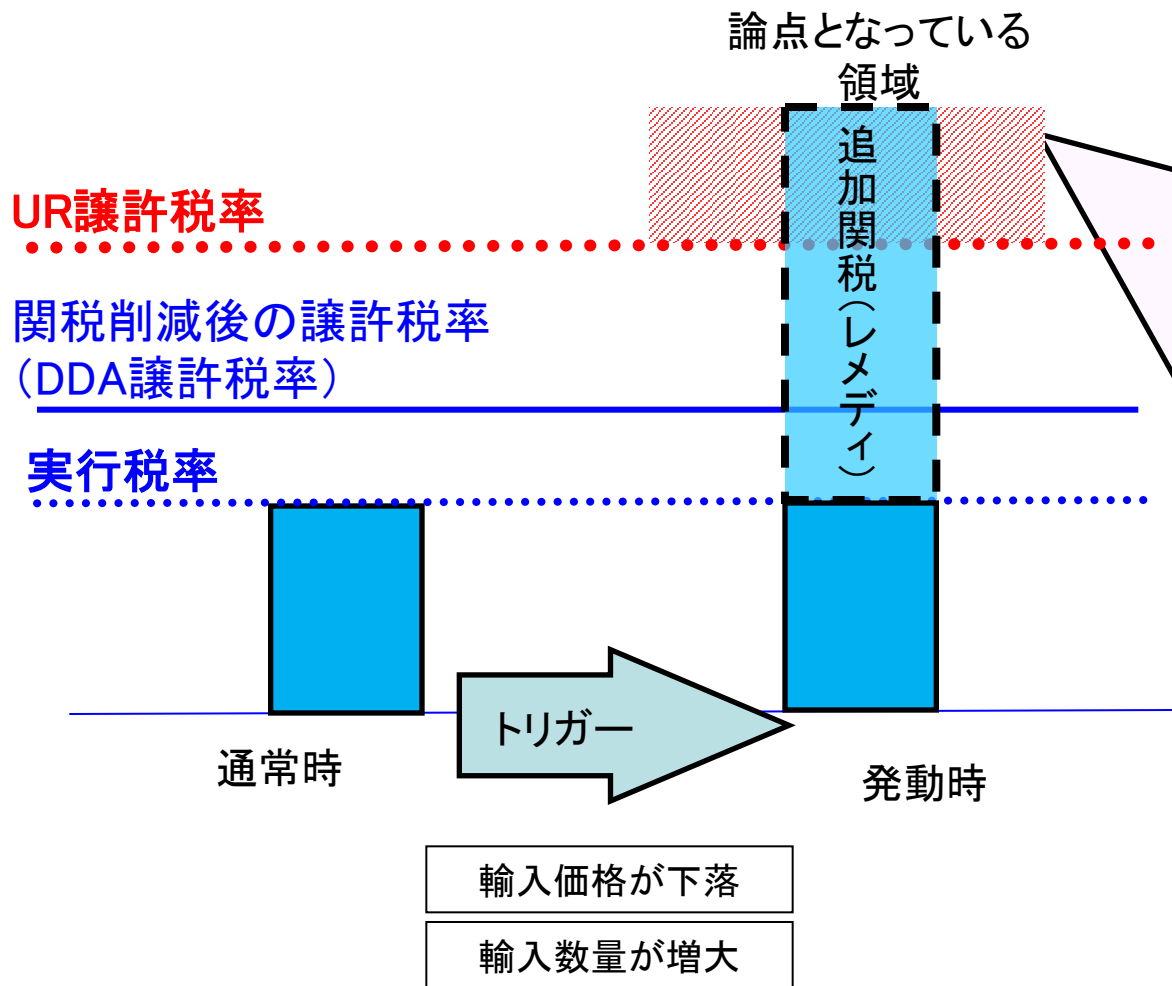
※ 一般品目の削減率は、最高階層では、幅の中間値である70%と仮定。  
重要品目の場合は一般品目の1/2の関税削減率と仮定。

※一般品目で100%超の高関税が認められるのは、日本、スイス、ノルウェー、アイスランドの4カ国。

# SSM(途上国向け)

○ 7月閣僚会合では、追加関税後の税率がUR譲許税率を超えることが認められる場合の発動要件(トリガー)と追加関税(レメディ)が対立点であった。その後、事務レベルの議論により、発動期間、また発動後の休止期間などの要素を組合せ、どのような仕組みとするかを検討。

○ インド、インドネシアらは、発動しやすい仕組みとなるよう主張する一方、米国をはじめ輸出国は通常の貿易成長が阻害されない仕組みに制限すべきと主張。



## <7月閣僚会合時の論点>

### ラミー調停案

- ① トリガー: 140%
- ② UR譲許税率を越える限度: : 現行譲許税率の15%又は15%ポイントの大きい方を限度
- ③ 価格が下落していない場合は不可
- ④ 対象: タリフラインの2.5%まで

米国

トリガー水準 140%

インド、中国

トリガー水準 115%

対立

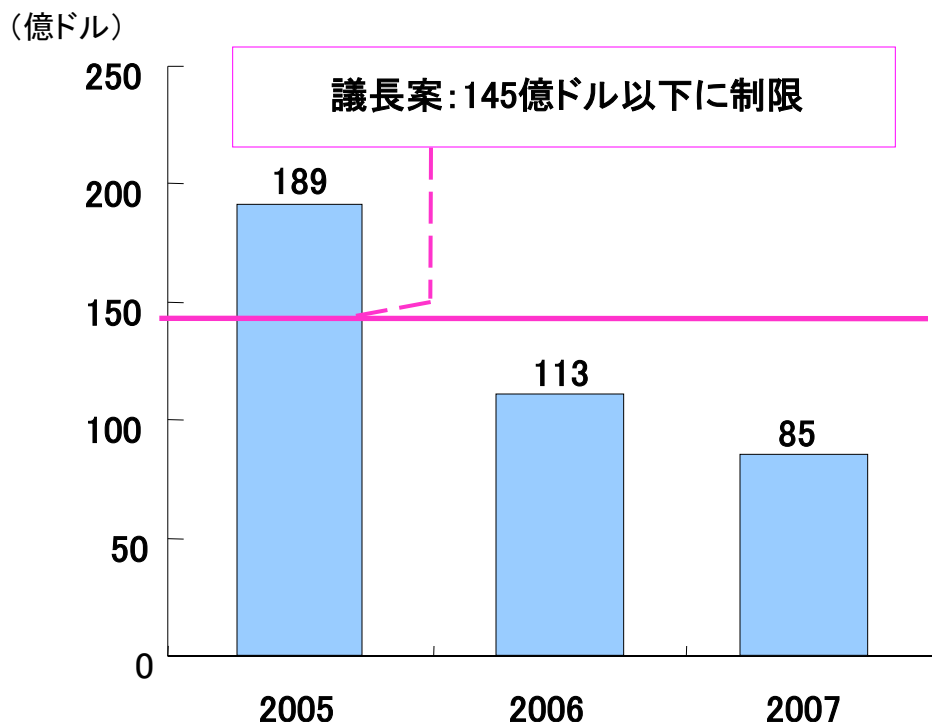
### 12月6日議長案→より複雑な仕組みへ

- ① 2段階のトリガーレベル(120%と140%)とレメディの組み合わせ
- ② 発動期間は[4-8]ヶ月で、その後同期間は発動なし
- ③ 原則1年で完結だが、年後半に発動された場合は、[2-4ヶ月]の越年発動可
- ④ 価格が下落していない場合は原則不可
- ⑤ 対象: タリフラインの 2.5%まで

## 国内支持(特に米国)

- 議長案では貿易に影響を与える補助金(貿易歪曲的国内支持)の総額を145億ドルに抑える提案が出されており、これを米国がのめるかどうかが焦点。
- このほか、議長案では米国の綿花補助金を厳しく批判するアフリカ諸国の案がそのまま盛り込まれており、これに米国が対案を出せるかどうかも焦点。

[米国の貿易歪曲的国内支持]



[綿花に関する議長案(=アフリカ諸国の案)の米国へのインパクト]

(億ドル)

	米国報告値			議長案
	2005	2006	2007	
AMS	16.2	13.7	2.1	1.4
青の政策 (CCP)	13.7	13.6	13.6	3.4 ~ 3.7

出典: AMSはWTOへの通報値。CCPは議長テキスト付属書Aの数値。  
 その他は議長案等に基づき我が国が行った試算値。

CCP(価格変動対応型支払い): 作物ごとに目標価格を設定し、差額を補填(2002年農業法に基づき導入)

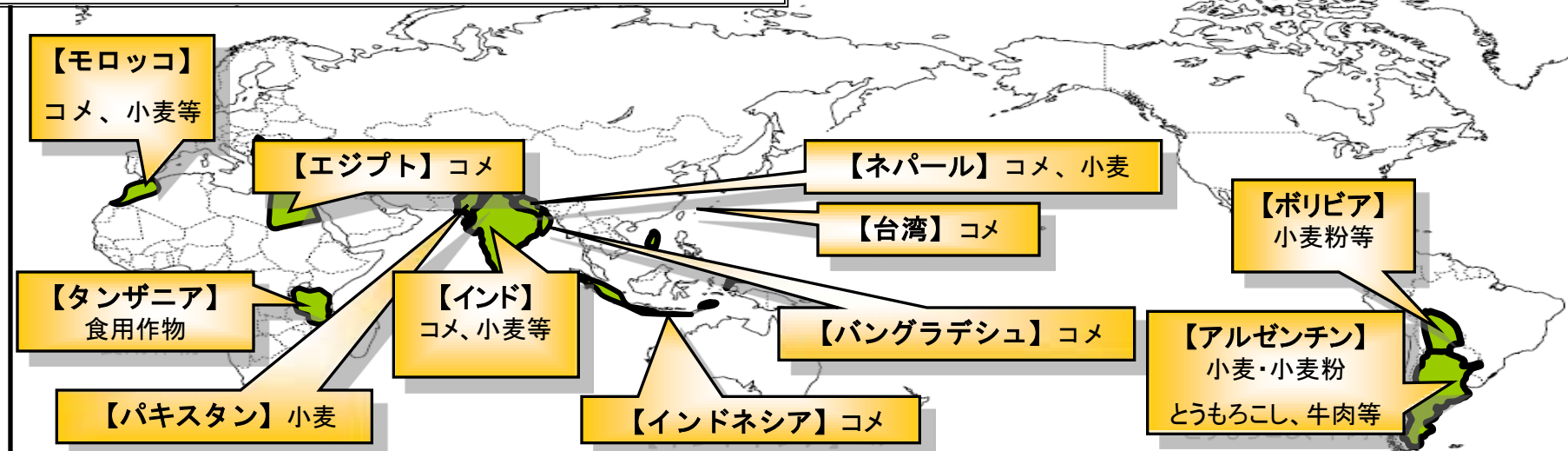
# 「輸出規制」の内容

○ 輸出禁止・制限措置について、我が国とスイスの共同提案がテキストに反映された。

現行農業協定の内容	議長案の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>先進国とある食料の純輸出国である途上国に限り規制対象（その他の途上国は対象外）</u></li> <li>・ 輸出禁止・制限措置を新設する国は、農業委員会に実行可能な限り事前かつ速やかに通報</li> <li>・ <u>通報すれば、いつまでも輸出禁止・制限措置を維持することが可能（実施期限の定めなし）</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>先進国、途上国問わず規制対象</u></li> <li>・ <u>現行の措置は実施初年度に撤廃</u></li> <li>・ <u>新規の措置は原則1年以内（最長18カ月）に撤廃</u></li> </ul> <div style="border: 2px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>新規の措置を導入する加盟国は、関心国と協議し、農業委員会に報告※</b></li> <li>・ <b>農業委員会における輸出禁止・制限措置に対する監視機能の強化※</b></li> </ul> </div>

※我が国とスイスの共同提案を反映

農産物の輸出禁止等の現状（2010年2月現在）

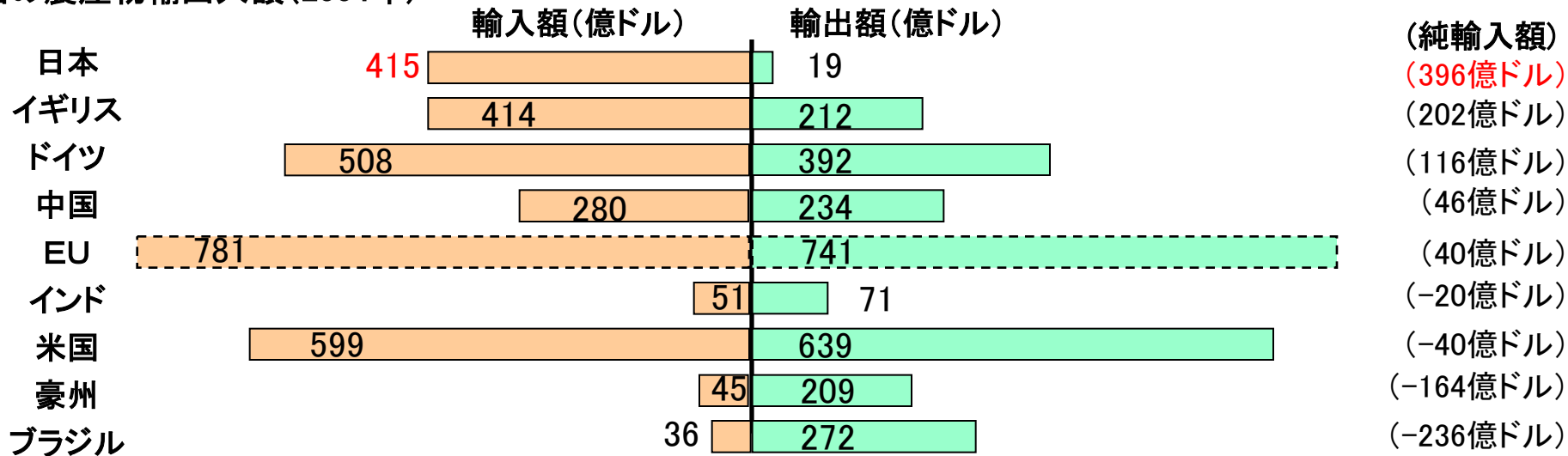


# 參考資料

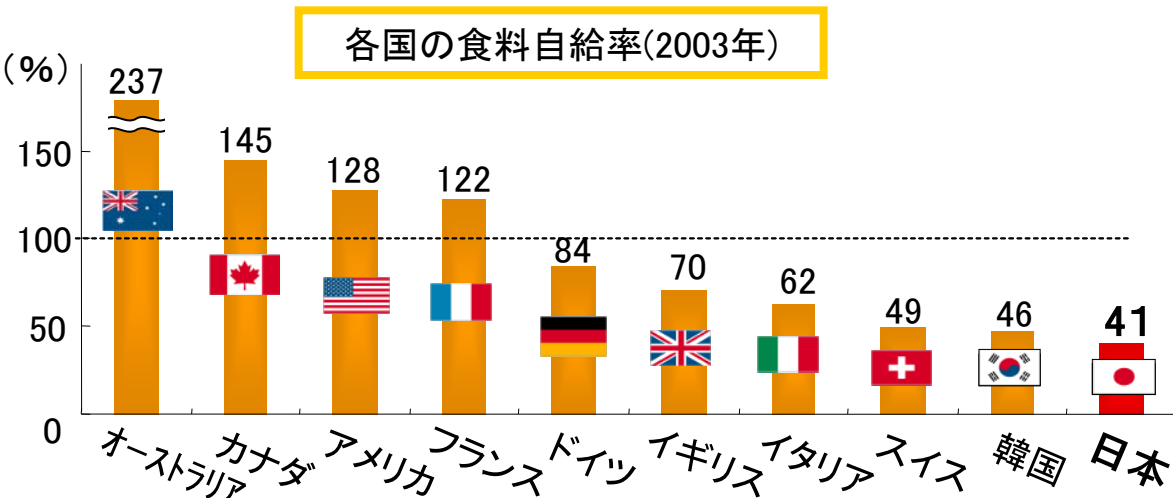
# 我が国の農産物貿易を取り巻く状況

○我が国は、世界最大の食料純輸入国であり、食料自給率は41%と主要先進国の中で最低水準。

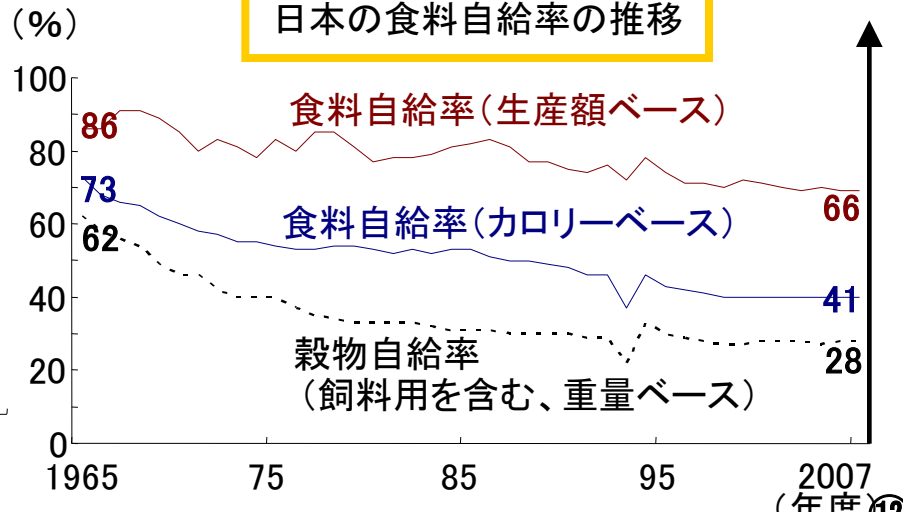
(1) 主要国の農産物輸出入額(2004年)



(2) 我が国及び諸外国の食料自給率



※日本については、2008年度の数値



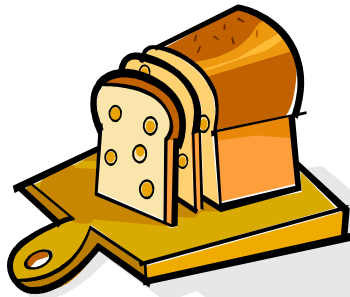
# いろいろな食べ物の食料自給率・関税

## 小麦

食料自給率：14%

関税：55円/kg

(ただし、574万トン分(現在の全消費量の92%)は低関税枠で輸入)



## 牛肉

食料自給率：43%

関税：38.5%

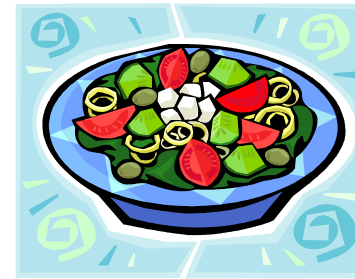


## 果物

食料自給率：41%

りんごの関税：17%

メロン・いちごの関税率6%



## 野菜

食料自給率：79%

きゅうり、キャベツ、

トマトの関税：3%

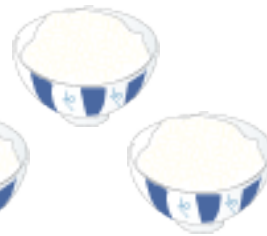
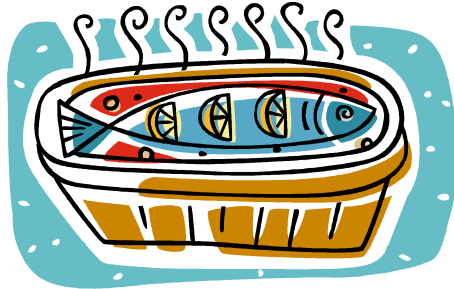
## 魚

(うち食用)

食料自給率：62%

まぐろ・さけの関税：3.5%

※ 魚については農業交渉とは別に議論されています。



## 米

食料自給率：94%

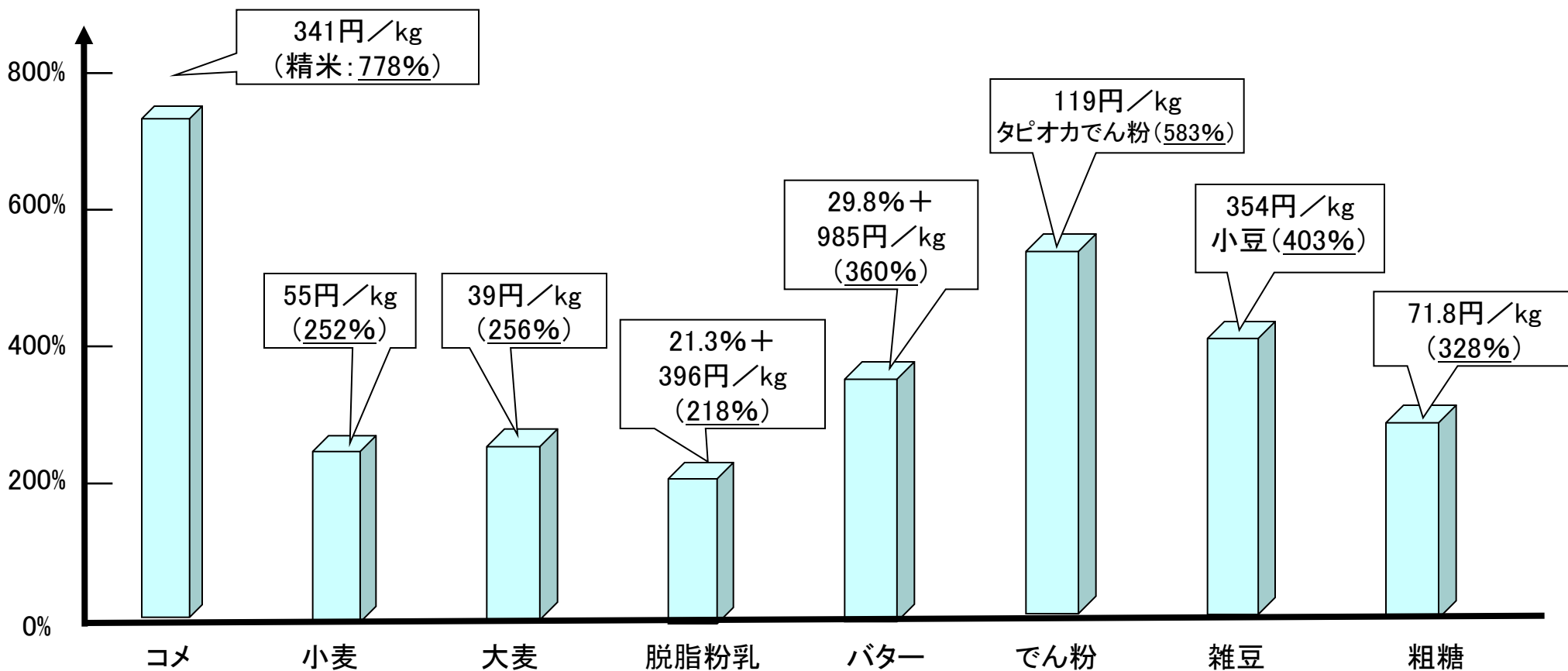
関税：341円/kg

(別に、76万7千トン分(現在の全消費量の8.2%)は低関税枠で輸入)

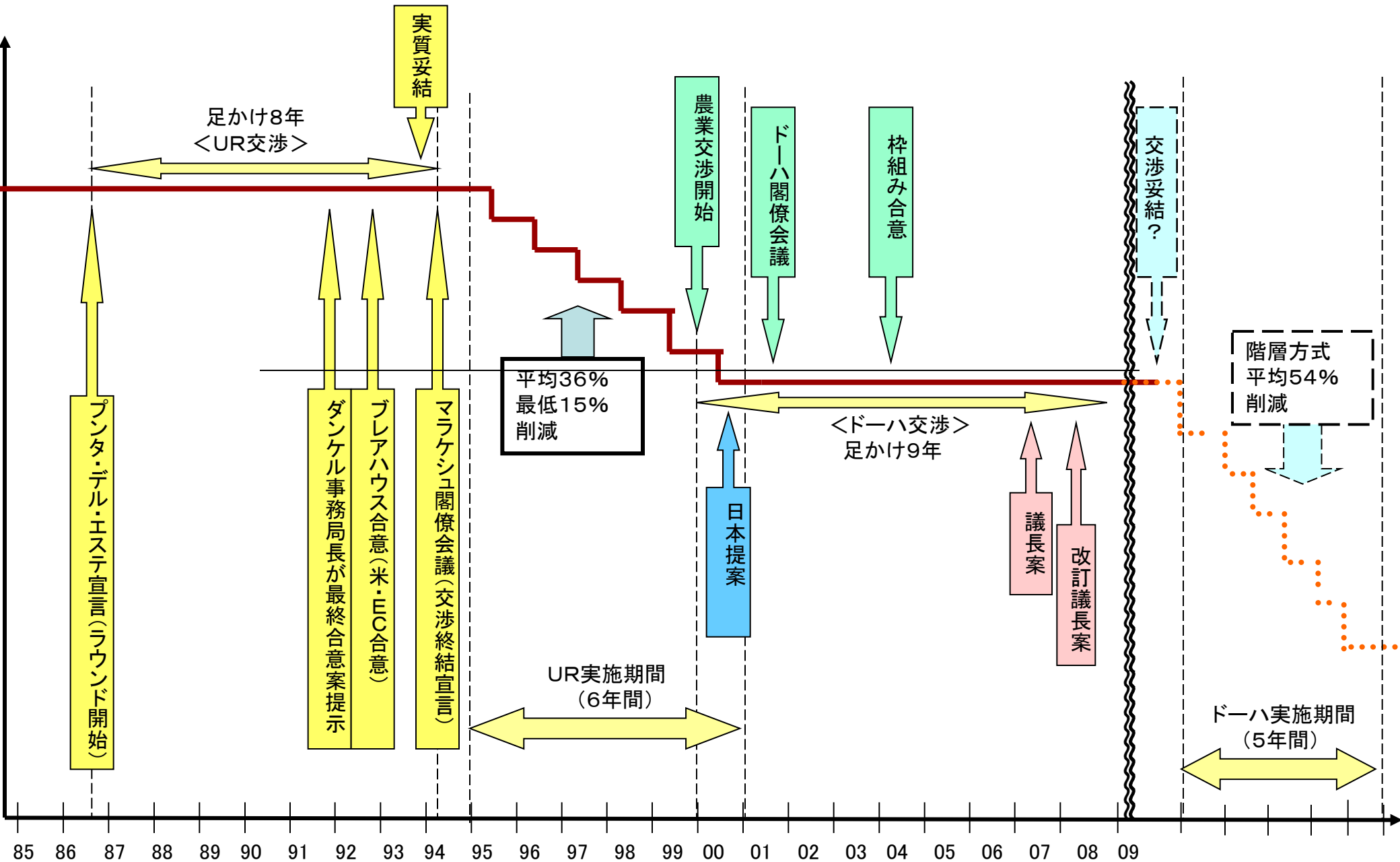


## 我が国の高関税品目の例

○ 国土条件などにより、外国と国内で特に価格差が大きいコメ、小麦、乳製品等一部の品目は、高関税となっている。これは、前回のウルグアイラウンド交渉合意を踏まえ、内外価格差に基づいて従来の国境措置が関税化されたもの。



# 関税交渉の流れ



## ウルグアイ・ラウンドとドーハ・ラウンドの比較

ウルグアイ・ラウンド		ドーハ・ラウンド
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平均関税削減率36%</li> <li>・品目ごとに最低削減率15% (高関税でも15%のみの削減を適用可)</li> </ul>	関 税 削 減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進国の平均関税削減率54% (<u>前ラウンドの1.5倍</u>)</li> <li>・<u>高関税ほど高い削減率を義務付け</u> (現在75%より上の関税は、70%の削減)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入制限等を行っていた品目を関税化し、 低関税輸入枠(関税割当)を新設(コメのミ ニマム・アクセス(現在77万トン)等)</li> <li>・コメ以外に<u>輸入枠を拡大した品目は小麦 など限定的</u></li> </ul>	低 関 税 輸 入 枠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>重要品目に指定して上記の大幅な関税削 減をまぬがれる場合には、関税割当の拡大 を義務付け</u></li> </ul>

# HS (Harmonized commodity description and coding System)

- ・ HSとは、商品の名称や分類について世界的に統一するシステム。
- ・ 貿易対象品目を2桁ずつ3段階に細分化、分類・配列。
- ・ 6桁まではWCO(世界税関機構。本部ブラッセル。事務総局長:御厨邦雄(日)(09年1月~))で採択されたHS条約附属書の品目表にある共通番号。それより細分化する番号については、その国独自の分類基準によって決定。
- ・ 我が国のWTOの譲許表では、6桁以下で設定される税率に対応する細分(タリフライン)について独自の番号を設定していない。他国では、タリフラインに8桁の番号を設定する場合あり。
- ・ 農林水産省関係の品目は主に、第1類~24類に属している。
- ・ 例えば、コメの関税率表番号は1006、精米の関税率表番号は1006.30。

例:日本のコメのHSコードとタリフライン

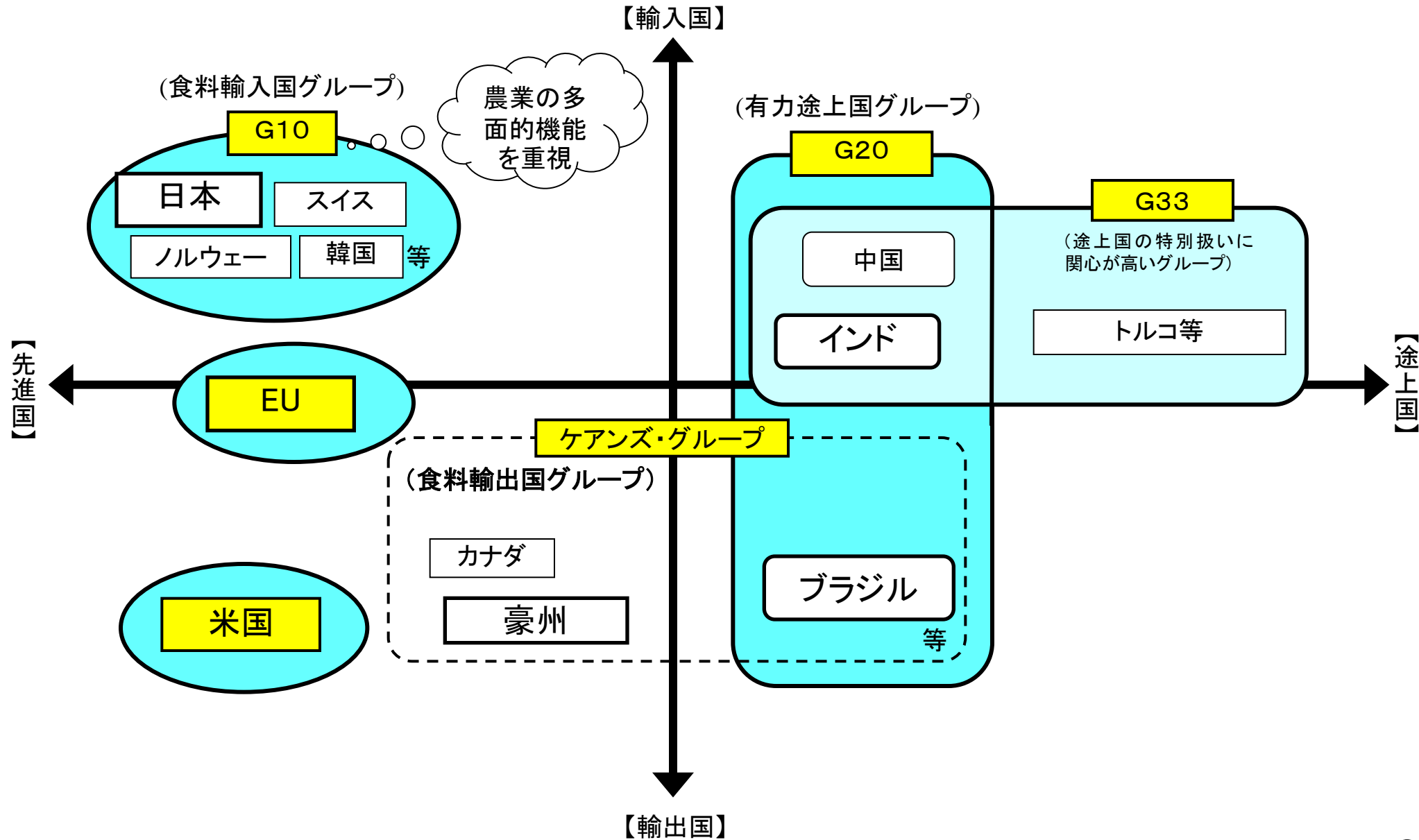
各国共通			国によって異なる
HS2桁	HS4桁	HS6桁	我が国の 譲許タリフライン
10 穀物	1006 コメ	1006.10(もみ)	1006.10
		.20(玄米)	1006.20
		.30(精米)	1006.30
		.40(碎米)	1006.40

# 農林水産省関係の主要なHSコードの品目例

部	類	品目例
1	1	動物(生きているものに限る。)
	2	肉及び食用のくず肉
	3	魚介類
	4	乳製品、卵、はちみつ等
	5	動物の被毛、羽毛等
2	6	園芸用の球根、きのこ菌糸、コケ等
	7	食用の野菜、根及び塊茎
	8	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮等
	9	コーヒー、茶、マテ及び香辛料
	10	穀物(小麦、コメ、とうもろこし)
	11	小麦粉、コーンスターチ、ばれいしょでん粉
	12	採油用大豆、園芸用の種、海草等
	13	樹脂、ホップ等
	14	竹、い草等

部	類	品目例
3	15	ラード、パーム油等
4	16	ソーセージ、ハム、肉エキス等
	17	糖類及び砂糖菓子
	18	ココア及びその調製品
	19	ビーフン、パスタ等
	20	ジャム、オレンジジュース等
	21	インスタントコーヒー、マヨネーズ等
	22	ミネラルウォーター、ビール、酢等
	23	魚粉、大豆油かす等
	24	たばこ、葉巻等

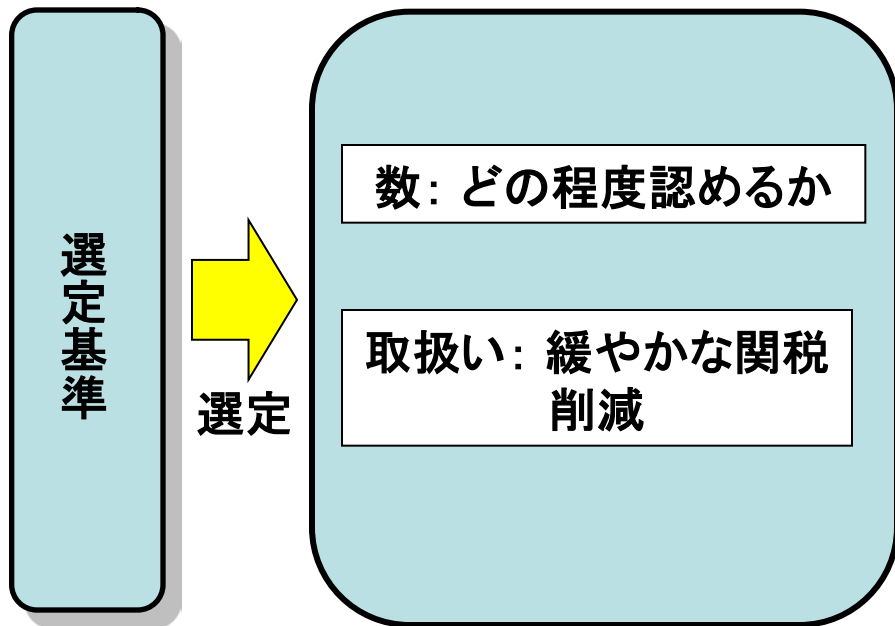
# WTO農業交渉の主要国・グループ



# 特別品目 (SP)

- 食料安全保障等の観点から、途上国が、一般品目の関税削減よりも緩やかな関税削減を行うことが認められる品目のこと。インド、中国、インドネシア等が輸入国の立場で主張。
- 米国、タイ等輸出国は、「特別品目」によって認められる例外の範囲を厳しく制限しようとしている。

## ○ 選定基準(どの品目をSPに選定するか)



## ○ 議長案

数	タリフラインの12%
関税削減	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 平均削減率 11%</li><li>○ 削減免除の部分 →タリフラインの5%</li></ul>

# 国内支持分野における議論(議長案の内容:主に先進国の場合)

注) 国内支持:農業生産者のために行われる助成のこと。特定の農産品に対して行われる補助金と農業生産者一般のために行われる補助金(研究開発、基盤整備等)のほか、価格支持(価格保証)を含む

## 貿易歪曲的国内支持全体

URでの扱い

特段の規律はない

ドーハでの扱い

個々の区分の削減とは別に全体額を削減  
(米国は70%、日本は75%削減)

## 黄の政策(AMS)

性格

最も貿易歪曲的な国内支持  
(デミニミス、青、緑以外)

- ・市場価格支持
- ・不足払い 等

URでの扱い

各国の1986-88年の実績を20%削減

ドーハでの扱い

- ・UR以上の大幅削減  
(米国は60%、  
日本は70%削減)
- ・品目別の上限設定  
(原則95-00年の平均)

## デミニミス

性格

農業生産額の5%以下の国内助成  
(生産全体に大きな影響は与えないと  
いう位置付け)

URでの扱い

削減対象外

ドーハでの扱い

少なくとも50%の削減

## 青の政策

性格

直接支払いのうち、特定の要件を満たすもの  
(「黄」と「緑」の中間段階との位置付け)

URでの扱い

生産制限の下での直接支払いは削減対象外

ドーハでの扱い

- ・生産を義務付けない直接支払い(新青の政策)を青の政策として追加
- ・全体の上限を設定  
(農業総生産額の2.5%)
- ・品目別の上限を設定  
旧青:95-00年の平均  
新青:青の政策全体の上限を法的に定められた品目別比率で按分(1~2割の猶予)

## 緑の政策

性格

貿易歪曲性がないか最小限

- ・試験研究
- ・基盤整備
- ・生産に関連しない収入支持 等  
(農業協定に要件が詳細に  
列挙されている)

URでの扱い

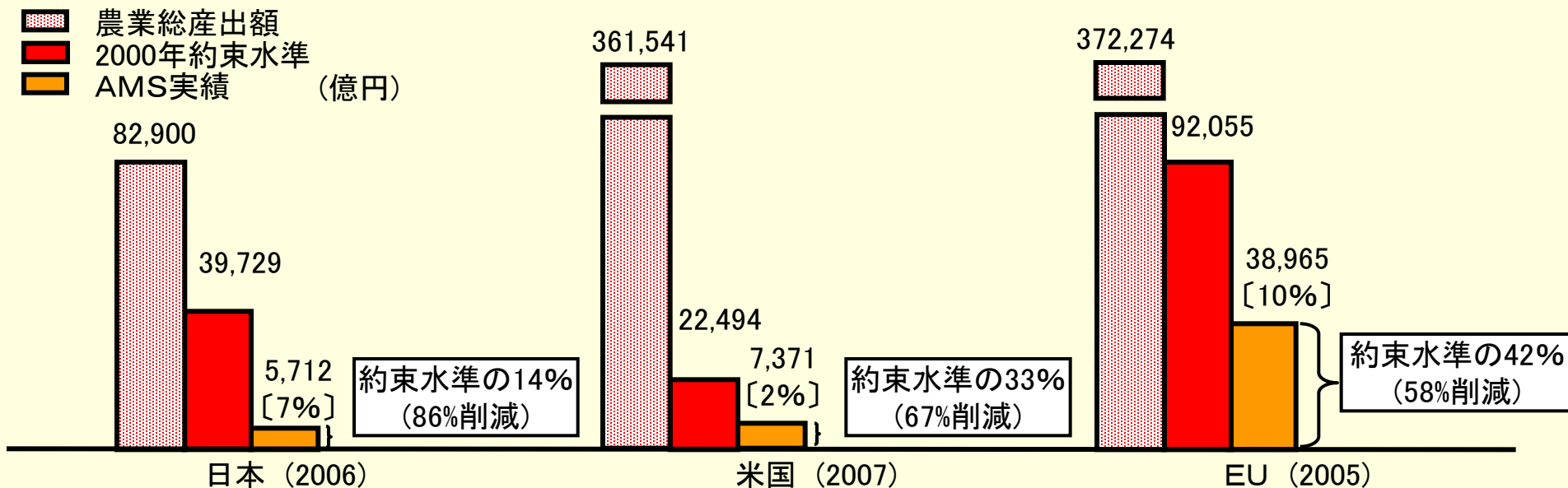
削減対象外

ドーハでの扱い

削減対象外  
(現行の枠組を基本的に維持)

# 各国の国内支持の水準

○ 最も貿易歪曲的な補助金（「黄」の政策）について、我が国は、農政改革により、既に、約束水準の14%まで削減。他の政策についても利用額は米国、EUより少額。



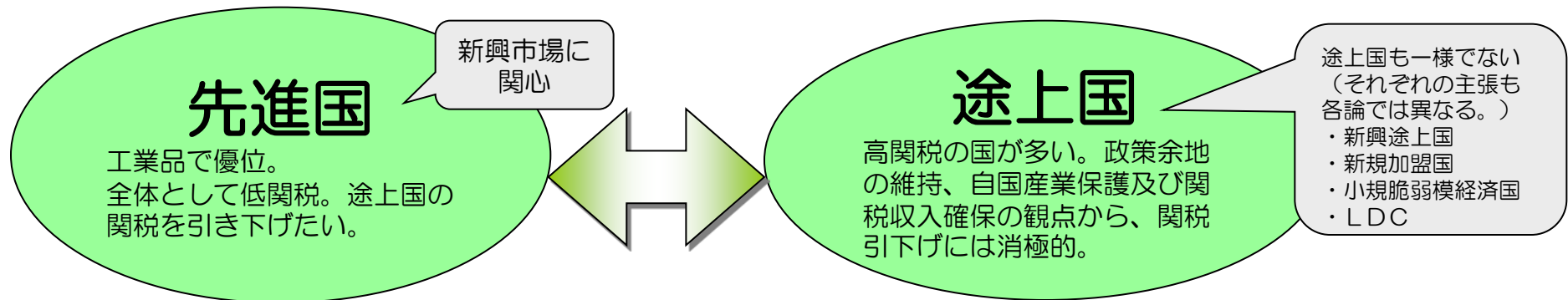
<日本、米国及びEUにおける国内支持の実績値(億円)>

	日本(2006年)	米国(2007年)	EU(2005年)
黄の政策(AMS)	5,712	7,371	38,965
デミニミス	376	2,661	1,715
青の政策	701	0	18,429
緑の政策	18,023	89,681	55,212
合計	24,812 [29.9%]	99,713 [27.6%]	114,321 [30.7%]

注: [ ]内の数値は農業総産出額に占める割合。WTO通報に基づく。

# NAMA交渉の基本的な構図

1. (1) 農産品以外のすべて(鉱工業品及び林水産品)に関する関税及び非関税障壁の撤廃・削減に関する交渉。  
(2) 我が国としては、各国の事情も踏まえつつ、欧米の高関税品目の関税引下げ、途上国の高関税引下げによる世界的な関税格差の是正が交渉の主眼。  
(3) 実際の関税、貿易データに基づく関税削減効果や関税構造の分析の提示により、交渉の活性化に寄与。高い水準の成果を得るべく交渉に貢献。
2. 主要論点は ①関税削減方式(フォーミュラ)における係数と柔軟性、②分野別関税撤廃、③特惠浸食、その他に特定国の取り扱い等も重要論点。
3. 基本的な交渉の構図：  
新興市場に関心のある先進国対、様々な主張を持った途上国。



### G8＋G5首脳共同宣言（2009年7月9日、ラクイラ・サミット、WTO関連部分の抜粋）

#### 開放的な市場とドーハ・ラウンド妥結の支持

6. 我々は、開放的な市場を維持・促進するとのコミットメントを再確認するとともに、貿易と投資におけるすべての保護主義的措置を拒否する。我々は、貿易と投資に対する障壁を導入しうる措置を控え、そのような措置を速やかに是正するという、ロンドンで更新された現状維持のコミットメントを遵守することの重要性を強調する。我々はWTOが他の国際機関と共にそれぞれの権限の範囲内で状況を監視し、四半期毎にこれらのコミットメントの遵守について公表するよう要請したことを再確認する。

7. 我々は、オーストラリア、インドネシア、韓国の首脳と共にWTO事務局長の出席の下、モダリティーに関するものも含むこれまでの進展を基礎として、マンデートと整合的に2010年にドーハ開発ラウンドの野心的で均衡のとれた妥結を追求することにコミットしている。我々は、これまでの交渉結果の透明性と理解の向上が同合意の妥結を促進するために必要な手段と考えている。可能な限り早期に交渉の残り相違点を埋めるため、我々は、貿易担当大臣に対して、WTOの中で直接関与するためのあらゆる可能な手段について直ちに検討し、ピッツバーグ・サミットの前に会合することを指示する。

## 1. 前文

28. 我々は保護主義に対抗する。我々は、ドーハ・ラウンドを2010年に成功裏の妥結に導くことにコミットしている。

## 2. 本文（開放的な世界経済）

49. 我々は、さらなる貿易自由化に、引き続きコミットしている。我々は、モダリティーに関するものも含むこれまでの進展を基礎として、マンデートと整合的に2010年までにドーハ開発ラウンドの野心的でバランスのとれた妥結を追求することを決意している。我々は、WTOが多国間プロセスの中心であることに留意しつつ、残りの相違点を評価し、埋めていくために、各国が直接関与することが必要であることを理解する。我々は、交渉が2010年に妥結するためには、立場の相違が可及的速やかに埋められなければならないことに留意する。我々は、大臣に対し、デリー閣僚会合の後にジュネーブにおいて合意した作業プログラムの結果を考慮し、2010年の早い時期までに状況を評価し、農業及び非農産品市場アクセス、並びにサービス、ルール、貿易円滑化及びその他の分野につき進展を追求することを求める。我々は関与を継続し、次回会合において交渉の進展をレビューする。

# 第17回APEC首脳会議「成長の持続、地域の連携強化」シンガポール首脳宣言 (2009年11月15日、WTO関連部分の抜粋)

## 保護主義への対抗

我々は、あらゆる形態の保護主義を断固拒否し、開かれた市場を維持し、投資、または物品及びサービス貿易に対する新たな障壁を設けないとの我々のコミットメントを再確認し、閣僚に対して、これらのコミットメントの遵守に関する定期的なレビューを継続するよう、指示する。こうした努力は、WTOのモニタリング制度を補強し、危機への対応としてとられた措置の透明性を確保することによって、保護主義的圧力に対するもう一つの防波堤として作用する。

## 多角的貿易制度の支持

我々は、保護主義の圧力に対処し回復を持続させ確保するための世界的な景気刺激パッケージを実施するにあたっての最も効果的な手段は、モダリティーに関するものも含むこれまでに達成した進展を基礎として2010年のドーハ開発アジェンダ（DDA）の野心的でバランスのとれた妥結であることに、強く再確認する。ドーハ・ラウンド妥結に向けた高いレベルの政治的コミットメントが交渉における実質的進展に転換されることが、重要である。我々は、最終的なパッケージのとりまとめに向けて交渉のペースを加速するために、プラグマティズム及び可能な限りの柔軟性を発揮し、可能なあらゆる手段を活用する用意がある。我々は、閣僚に対し、DDAを成功裡に妥結させるためになすべきことについて緊密に協力し、遅くとも2010年初めまでに状況を評価するよう指示する。